部長及び参事官　　刑企発第４１９号
殿　　（生企、交企、備－）
所　属　長　　令和８年１月５日
10年保存（口訓）
本　部　長

高知県警察広域重要事件捜査要綱の制定について（通達甲）

県警察における広域重要事件捜査については、「高知県警察広域重要事件捜査要綱の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第110号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「高知県警察広域重要事件捜査要綱」を定め、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

高知県警察広域重要事件捜査要綱

第１　趣旨

この要綱は、広域重要事件が発生した場合に、事件の態様、規模等に応じて迅速かつ組織的な捜査を行うため、共助捜査及び合同捜査の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　広域重要事件の意義

この要綱において、「広域重要事件」とは、次に掲げる事件であって、事件の態様、規模、被疑者の行動範囲の予測等から、広域性又は重要性が認められるものをいう。

１　殺人、強盗及び放火等の凶悪事件

２　組織的又は特異な暴力事件

３　特異手口又は連続・多発の窃盗及び詐欺事件

４　通貨偽造事件

５　「高知県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達甲）」（令和６年10月15日組対発第400号）第２に規定する犯罪組織による事件

６　サイバー犯罪

７　悪質商法に係る事件

８　風俗事犯

９　別で定める人身安全関連事案

10　１から９までに掲げるもののほか、２所属以上による捜査が必要であると認められる事件

第３　発生事件の速報

署長は、広域重要事件の発生を認知したときは、速やかに事件主管課長を通じて、本部長に報告しなければならない。

第４　共助捜査

１　本部長は、広域重要事件の発生地を管轄する署長（以下「発生地署長」という。）の報告に基づき、共助捜査の必要があると認めるときは、事件に関係があると認められる所属長（以下「関係所属長」という。）に対し、次に掲げる共助捜査を命ずるものとする。

(1)　緊急配備

(2)　応援警察官の派遣

(3)　装備又は資材の配備

(4)　裏付け捜査その他所要の捜査

２　発生地署長は、緊急その他必要のある場合は、１に定める本部長の命令に

かかわらず、直接関係所属長に対し、１に掲げる共助捜査を要請することができるものとする。この場合において、共助捜査を受けた発生地署長は、事後速やかに事件主管課長を通じて、本部長に報告しなければならない。

第５　共助捜査の実施

１　第４の１(1)の緊急配備は、原則として高知県警察緊急配備規程（平成９年３月本部訓令第１号）第７条第１項の緊急配備計画書に基づき行うものとする。

２　本部長又は発生地署長は、第４の共助捜査の指揮又は要請をする場合は、事件の規模、態様等を考慮し、応援警察官及び資材の数、所要の捜査の範囲等を定めて行うものとする。

３　関係所属長は、第４の共助捜査の指揮又は要請を受けたときは、自所属の治安態勢等に特段の支障がない限り、速やかにその指揮又は要請に係る事項を実施しなければならない。

第６　合同捜査

１　本部長は、広域重要事件のうち、事件の態様等から見て集中的な捜査が必要であると認めるものについては、事件及び関係所属を指定して合同捜査を命ずるものとする。

２　事件主管課長は、合同捜査班の編成を行い、本部長に報告するものとする。

３　関係所属長は、合同捜査班の編成に当たり、速やかに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　捜査員、資材等の差出し

(2)　関係事件の捜査経過、捜査資料等の報告

第７　合同捜査の実施

合同捜査に当たっては、必要に応じて次に掲げる事項を行うものとする。

１　合同捜査会議の開催

２　捜査資料の作成配布

３　捜査の指揮、運営及び調整

第８　事件処理

合同捜査事件の処理は、発生地主義を原則とする。ただし、これにより難い場合は、本部長が決定する。

第９　合同捜査班の解散

本部長は、次のいずれかに該当する場合は、合同捜査班を解散する。

１　被疑者を検挙するなどして、捜査を終結したとき。

２　捜査が長期にわたり解決に至らないとき。

３　１及び２に掲げるもののほか、解散の必要を認めたとき。